

「地域を支える建設業」 検討会議

第 39 回全体会議

長野県提出資料



県資料 1	令和 2 年度当初予算の概要について	… 1
県資料 2	令和 2 年度建設部施策方針について	… 10
県資料 3	建設分野の就業促進・働き方改革推進方針等	… 11
別 冊	経営者意識調査結果、学生の就職に関する意識調査結果について	… -
県資料 4	新型コロナウイルス感染症対策関係通知について	… 17
県資料 5	公共工事設計労務単価等の改定について	… 35
県資料 6	週休 2 日工事の取組について	… 37
県資料 7	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び労働者確保に要する 間接費の実績変更の運用について	… 39
県資料 8	佐久地域災害復旧マネジメント業務について	… 41
県資料 9	令和 2 年度 I C T 活用工事ほかについて	… 43
県資料 10	受注希望型競争入札の実施状況について	… 45
県資料 11	建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設 (建設キャリアアップシステムの活用)	… 47
県資料 12	建設工事等における低入札価格調査の実施状況と入札手続の見直し	… 49

令和2年度当初予算案のポイント ～命を守り、将来世代を応援する県づくりに向けて～

《予算規模(一般会計)》

9,476億8,660万7千円 (R1当初比 +617億1,349万7千円 +7.0%)

[うち、令和元年台風第19号災害対応分 491億6,848万3千円]

《予算編成の考え方》

台風第19号災害からの復旧・復興とその教訓を活かした災害に強い県土づくり、気候非常事態宣言を踏まえた取組に重点を置くとともに、しあわせ信州創造プラン2.0を着実に推進するべく、次の視点により予算案を編成

○ 命を守る県づくり

- ・ 台風第19号災害からの速やかな復旧とより良い復興を着実に推進
- ・ 台風第19号災害の教訓を活かし、災害に強い県土づくりを推進
- ・ 将来世代の命を守るため、国際社会と歩調を合わせ、気候非常事態宣言を踏まえた取組を推進
- ・ 持続可能な地域医療提供体制の構築や高齢ドライバー対策、子どもの自殺予防など、命に直結する喫緊の課題に対応

○ 将来世代を応援する県づくり

- ・ 子どもたちが個性を發揮して活躍できるよう、幼稚園・保育所から高校までの各段階での学びの質を高める「学びの改革」や教育環境整備を推進
- ・ 困難を抱える子どもや若者が希望を持って暮らすことができるよう、学習機会の確保や相談・支援体制の整備、社会的自立の支援を強化
- ・ 障がいや国籍などにかかわらずお互いを理解し尊重し合う共生社会を構築

○ 時代の変化に即応した産業・地域づくり

- ・ IT産業の集積やスマート農林業の普及など「信州ITバレー構想」の実現に向けた取組を推進するとともに、今後策定予定の「デジタルトランスフォーメーション戦略(仮称)」により様々な分野での先端技術の社会実装を促進
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を好機として、県産品の魅力発信や海外から選ばれる観光地域づくり、文化芸術の振興を推進
- ・ 市町村の広域連携やスマート自治体の実現など持続可能な行政サービスの提供体制を強化

《重点政策》

□ 命を守る県づくり

✓ 台風第19号災害からの復旧・復興

【暮らし支援】

- ・市町村が行う被災者の孤立防止のための見守り、日常生活の相談対応を支援
- ・被災した児童生徒の心のケアや授業料軽減等を継続して実施

【生業(なりわい)支援】

- ・「グループ補助金」により被災中小企業者等の施設復旧を支援
- ・事業再建に取り組む中小企業者等の復旧や販路開拓等を支援
- ・農地・農業用施設、農業用機械等の復旧を支援※
- ・災害や雪不足、海外旅行者の減少などで厳しい観光の需要を喚起

【インフラ等の復旧】

- ・「ビルド・バック・ベター」の視点も踏まえて公共土木施設等を早期復旧※

✓ 台風第19号災害の教訓を活かした災害に強い県土づくり

【ハード対策】

- ・河川やダム等の浚渫(しゅんせつ)を緊急・集中的に実施して防災・減災機能を回復
- ・倒木による停電・通行止め防止のための危険木伐採や河畔林整備を強化
- ・重要度が高い道路、河川等の防災・減災3か年緊急事業を着実に実施

【ソフト対策】

- ・危機感が伝わる情報発信のあり方検討や水害想定図上訓練を速やかに実施
- ・中小河川の浸水想定区域図を3年間で緊急的に作成
- ・災害時住民支え合いマップの作成など地域防災力強化を支援
- ・国・市町村とともに流域一体で「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を推進

✓ 気候非常事態宣言を踏まえた取組

【脱炭素社会への取組の加速化】

- ・環境に配慮した住宅リフォームの支援や生産技術の開発などにより省エネルギーを徹底
- ・自然エネルギー発電導入助成の拡充など再生可能エネルギーの普及拡大を促進

【「2050ゼロカーボン」の始動】

- ・「グリーンボンド」の発行により県内でのESG(環境・社会・ガバナンス考慮)投資を活性化
- ・県有施設のゼロエネルギー化を駐在所でモデル的に実施
- ・ゼロカーボンミーティングや信州環境カレッジ講座により県民と気候変動の危機感を共有
- ・「COP26」への参加やSDGs全国フォーラムの開催などにより国内外での連携体制を構築

【気候変動対策の総合的推進】

- ・森林整備(再造林)や都市緑化などにより二酸化炭素の吸収を促進

✓ 命に直結する喫緊の課題への対応

【地域医療の確保】

- ・地域医療構想の推進に向け、専門家を派遣して各医療圏の課題解決を支援
- ・医療機関の役割に応じた医師派遣のあり方を信州大学と連携して検討
- ・医療機関の再編・統合やダウンサイジングに伴う施設整備・解体を支援
- ・医学生への新規修学資金貸与の拡充や医師派遣を行う拠点病院の追加など医師確保を強化

【交通安全対策】

- ・信号機の改良や防護柵の設置、歩道の整備など園児の交通安全対策を推進※
- ・交通安全教育の充実など高齢ドライバーの運転事故防止対策を強化

【子どもの自殺対策】

- ・子どもの自殺予防のためのワークショップや日本財団とのプロジェクトを実施

※:令和元年度2月補正予算(国補正対応分)での対応を含むもの

□ 将来世代を応援する県づくり

✓ 学びの改革や教育環境の整備

- ・「探究的な学び」の基盤となる校内無線LAN等を全ての県立高校・特別支援学校で整備※
- ・学年担任制や自由進度学習など「学びの改革」に踏み出す小・中学校を支援
- ・高等教育無償化のため、私立専門学校の授業料等を助成、県立大学等の授業料等を減免
- ・私立幼稚園運営費等の助成を充実して教育環境の向上を支援
- ・県内の大学・学部の新設支援により大学改革や教育・研究の充実を促進

✓ 困難を抱える子どもや若者への支援

【学習機会の確保】

- ・通信制高校サポート校利用生徒のいる低所得世帯への助成制度を新設
- ・生活困窮家庭の子どもへの訪問による学習・生活支援を拡充
- ・ICT機器を用いて長期入院中の高校生への学習支援を新たに実施

【相談・支援体制の強化】

- ・ひきこもり家庭と相談支援機関をつなぐ伴走型の支援コーディネーターを新たに配置
- ・身近な場所で相談を専門的に受け付ける児童家庭支援センターを増設
- ・医療的ケア児に対する支援体制の強化に取り組むスーパーバイザーを設置

【就業支援】

- ・専門員(メンター)による個別相談・研修により就職氷河期世代の就労を支援

✓ お互いを理解し尊重し合う共生社会の構築

- ・企業担当者が障がい者雇用の先進事例を学ぶ企業見学ツアーを開催
- ・障がい者スポーツ文化の定着を目指し「パラウェーブNAGANO」プロジェクトを推進
- ・外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」の事業者・行政職員向け普及講座を新設
- ・性的少数者への理解促進のための支援者養成等を実施

□ 時代の変化に即応した産業・地域づくり

✓ 先端技術の活用などによる産業の生産性向上

- ・「信州ITバレー構想」によりIT人材を育成・誘致、革新的ITビジネスを創出・誘発
- ・ベンチャーエコシステムの構築に向けて、創業支援拠点を松本市に新設
- ・三次元デジタル生産技術を活用したものづくり産業の研究開発支援拠点を整備※
- ・畜産試験場に最先端の防疫やブランド豚育成用給餌などの養豚技術の開発研究拠点を整備※
- ・農業現場へのAI・ICT技術の導入やドローンによる森林資源分析・管理を支援
- ・農業分野で他県と連携した特定技能外国人の雇用受入環境の整備に着手
- ・「HAKUBAVALLEY」を観光客がストレスフリーで楽しめる受入環境整備を支援

✓ 持続可能な行政サービスの提供体制づくり

- ・国の支援制度が適用されない木曽・大北地域での市町村の広域連携を支援
- ・県と市町村の情報システムの共同化などスマート自治体の実現を加速

✓ 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたブランド力強化

- ・本県の食・物産・観光情報を発信するウェルカムハウスを都内に設置
- ・選手村等での県産食材等の提供により県産品の認知度を向上
- ・各国オリンピックハウスでの県産品紹介、訪日海外メディアへの県の魅力PR
- ・東京近隣都県によるウェブサイト「TOKYO & AROUND TOKYO」により観光情報を発信
- ・混雑する開催期間中の東京からのリゾートテレワークを誘致
- ・大会組織委員会と共に文化プログラム「信州・アート・リングス」を展開

※: 令和元年度2月補正予算(国補正対応分)での対応を含むもの

令和2年度当初予算の姿

(単位:億円、%)

区分	R2 当初	R1 当初	比較		備考	
			増減額	増減率		
歳入	県税	2,337	2,330	7	0.3	
	地方消費税清算金	991	809	182	22.5	
	地方譲与税	401	393	8	2.3	
	地方特例交付金	13	20	▲7	▲35.9	
	地方交付税	1,985	1,962	23	1.2	
	国庫支出金	1,480	1,171	309	26.3	台風第19号災害対応分+285
	繰入金	214	189	25	13.6	財政調整のための基金繰入+26(98→124)
	県債	1,387	1,156	231	20.1	
	通常債	1,039	797	242	30.4	台風第19号災害対応分+143
	臨時財政対策債	348	359	▲11	▲3.0	
	その他	668	831	▲163	▲19.6	中小企業融資制度資金返還金▲168
計	9,477	8,860	617	7.0		
歳出	人件費	2,485	2,503	▲18	▲0.7	
	扶助費	154	156	▲2	▲0.7	
	公債費	1,221	1,236	▲15	▲1.2	
	社会保障関係費	1,037	1,018	19	1.9	
	投資的経費	2,312	1,720	592	34.4	台風第19号災害対応分+454
	補助・直轄	1,454	1,227	227	18.5	
	単独	577	438	139	31.6	
	災害復旧	281	55	226	412.8	
	県税交付金等	1,019	831	188	22.5	
	その他行政費	1,249	1,396	▲147	▲10.5	中小企業融資制度資金▲168
	計	9,477	8,860	617	7.0	

【通常分】(台風第19号災害対応分、国緊急対策対応分以外)

区分	R2 当初	R1 当初	比較		備考	
			増減額	増減率		
歳出	人件費等義務的経費	4,897	4,912	▲15	▲0.3	
	投資的経費	1,510	1,334	176	13.2	
	補助・直轄	899	841	58	6.9	補助公共事業費+48
	単独	567	438	129	29.3	美術館+41 県民文化会館+37 学校空調+26 防災ヘリ+26
	災害復旧	43	55	▲12	▲20.6	
	その他	2,231	2,227	4	0.1	
	計	8,637	8,474	163	1.9	

【台風第19号災害対応分】(災害救助費や災害復旧費など台風第19号災害を直接の起因とするものの予算額)

区分	R2 当初	R1 当初	比較		備考
			増減額	増減率	
歳出	人件費	1	-	1	皆増
	投資的経費	454	-	454	皆増
	補助・直轄	207	-	207	皆増
	単独	10	-	10	皆増
	災害復旧	237	-	237	皆増
	その他	37	-	37	皆増
計	492	-	492	皆増	

【国緊急対策対応分】(国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用する予算額)

区分	R2 当初	R1 当初	比較		備考
			増減額	増減率	
歳出	補助・直轄	348	386	▲38	▲9.9
	計	348	386	▲38	▲9.9

※単位未満四捨五入により合計と内訳が一致しない箇所があります。

《実質的な一般財源の見通し》

米中経済摩擦や制度改正などの影響で法人関係税が減少する一方、税率引上げにより地方消費税等が増収となることから、県の施策に活用できる実質的な一般財源は、令和元年度当初予算に比べ増額確保できる見込みです。

(単位:億円、%)

区分	R2 当初	R1 当初	比較		備考	
			増減額	増減率		
歳入	県税	2,337	2,330	7	0.3	地方消費税+67 法人関係税▲47 子ども・子育て支援臨時交付金▲7 普通交付税+13 特別交付税+10
	地方消費税清算金	991	809	182	22.5	
	地方譲与税	401	393	8	2.3	
	地方特例交付金	13	20	▲7	▲35.9	
	地方交付税	1,985	1,962	23	1.2	
	臨時財政対策債	348	359	▲11	▲3.0	
	計 (A)	6,076	5,872	204	3.5	
歳出	県税交付金等 (B)	1,019	831	188	22.5	地方消費税交付金+92 地方消費税清算金+80
実質的な一般財源(A-B)		5,057	5,041	16	0.3	

《歳出の構造》

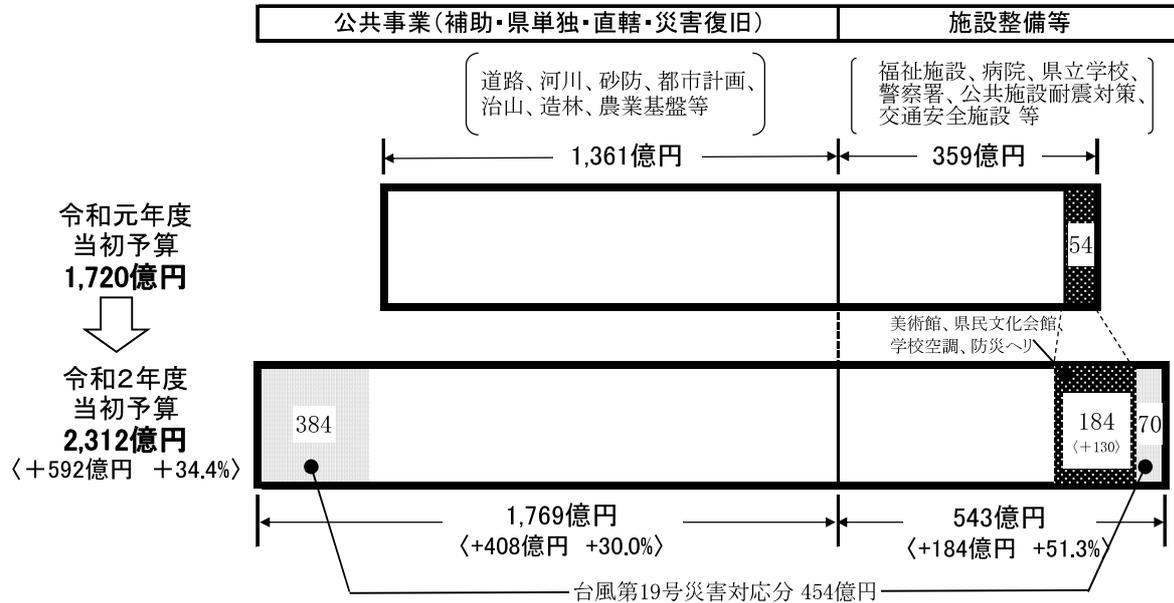
台風第19号災害への対応のため、投資的経費が大幅に増えているほか、高齢化の進展などにより社会保障関係費が増加したことなどから、令和元年度当初予算と比べ617億円の増となっています。

	義務的経費				その他の経費	
	4,912億円				3,947億円	
令和元年度 当初予算 8,860億円	人件費 2,503	公債費 1,236	扶助費 156	社会保障 関係費 1,018	補助費、 物件費等 2,227	投資的経費 1,720
↓						
令和2年度 当初予算 9,477億円 (+617億円 +7.0%)	2,485 (▲18)	1,221 (▲15)	154 (▲2)	1,037 (+19)	2,268 (+41)	2,312 (+592)
	4,898億円 (▲14億円 ▲0.3%)				4,579億円 (+632億円 +16.0%)	

※単位未満四捨五入により合計と内訳が一致しない箇所があります。

《社会資本の整備》 ～投資的経費の状況～

台風第19号災害からの復旧、防災・減災対策の推進に最優先で取り組むとともに、信濃美術館の改築、県民文化会館の大規模改修、県立高校の空調整備など予定していた事業を着実に進めます。



《公共事業の状況》 ～防災・減災対策の強化～

台風第19号災害からの復旧のほか、防災・減災の観点から、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「緊急浚渫(しゅんせつ)推進事業債(※)」などを最大限活用し、災害に強い県土づくりに取り組みます。

(単位: 億円)

区 分	R1当初	防災・減災分		R2当初	台風第19号災害対応分	防災・減災分	
		国緊急対策対応分				国緊急対策対応分	
補助公共事業費	948	629	318	1,058	63	682	317
河川等の浚渫	25	25	23	31	—	31	29
県単公共事業費	172	41	—	187	5	58	—
河川等の浚渫	2	2	—	20	—	20	—
直轄事業負担金	187	74	68	243	79	79	31
災害復旧事業費	55	—	—	281	237	—	—
合 計	1,361	745	386	1,769	384	819	348
対R1当初増減額				<+408>	<皆増>	<+74>	<△38>
河川等の浚渫				<+24>	—	<+24>	<+6>

(注) 単位未満四捨五入により合計と内訳が一致しない箇所があります。

(※) 緊急浚渫推進事業債

令和元年台風第19号による浸水被害等を踏まえ、令和2年度の地方財政対策で5年間の緊急的な措置として創設。地方単独事業として実施する河川等の堆積土除去等に、100%充当(元利償還金に対する交付税措置率70%)。

令和2年度当初予算案の概要

建設政策課

予算編成の基本的な考え方

「しあわせ信州創造プラン2.0」に掲げる「いのちを守り育む県づくり」の推進のため、台風第19号災害からの早期復旧や3年目となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を着実に実施し、県民の生命と財産を守ります。
 これに加え、「産業の生産性が高い県づくり」や「人をひきつける快適な県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」においても、関係部局をはじめ、地域振興局や市町村、地域の皆様など様々な主体と連携・協働し、社会基盤整備の面から下支えできるよう取り組めます。

予算額(案)

会計名	令和2年度(A)	令和元年度(B)	差引増減(A)-(B)	前年度比(A)/(B)%
一般会計	1584億4765万9千円	1300億3900万6千円	284億865万3千円	121.8

(参考)

災害復旧費及び直轄事業負担金を除いた額	1199億5514万6千円	1072億7791万1千円	126億7723万5千円	111.8
---------------------	---------------	---------------	--------------	-------

【性質別内訳】

区分	令和2年度(A)	令和元年度(B)	差引増減(A)-(B)	前年度比(A)/(B)%
補助公共事業費 (うち3か年緊急対策)	852億7568万6千円 (296億9166万6千円)	742億4081万4千円 (297億1302万円)	110億3487万2千円 (△2135万4千円)	114.9 (99.9)
道路管理課	210億3353万9千円	169億3888万円	40億9465万9千円	124.2
道路建設課	268億8646万7千円	274億9197万3千円	△6億550万6千円	97.8
河川課	146億2386万円	73億6014万7千円	72億6371万3千円	198.7
砂防課	166億9432万円	161億1088万円	5億8344万円	103.6
都市・まちづくり課	60億3750万円	63億3893万4千円	△3億143万4千円	95.2
県単独公共事業費	175億9807万2千円	162億4139万5千円	13億5667万7千円	108.4
道路管理課	92億526万1千円	92億352万円	174万1千円	100.0
道路建設課	34億4205万円	38億3862万3千円	△3億9657万3千円	89.7
河川課	38億2850万円	20億87万6千円	18億2762万4千円	191.3
砂防課	4億9315万円	4億7350万円	1965万円	104.1
都市・まちづくり課	6億2911万1千円	7億2487万6千円	△9576万5千円	86.8
公共事業費	1028億7375万8千円	904億8220万9千円	123億9154万9千円	113.7

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)%
その他補助事業費	20億4835万7千円	20億2230万9千円	2604万8千円	101.3
建築住宅課	20億4835万7千円	20億2230万9千円	2604万8千円	101.3

その他県単独事業費	67億6819万円	56億5823万5千円	11億995万5千円	119.6
道路管理課	11億1470万1千円	6億3482万5千円	4億7987万6千円	175.6
道路建設課	16億3530万円	8億5103万円	7億8427万円	192.2
河川課	24億3709万9千円	10億6870万円	13億6839万9千円	228.0
砂防課	7783万3千円	7972万4千円	△189万1千円	97.6
都市・まちづくり課	3億633万4千円	6億5595万2千円	△3億4961万8千円	46.7
建築住宅課	1億5573万5千円	2億6382万8千円	△1億809万3千円	59.0
施設課	10億3523万8千円	21億417万6千円	△10億6893万8千円	49.2
リニア整備推進局	193万5千円	0円	193万5千円	皆増
建設政策課	401万5千円	0円	401万5千円	皆増

災害復旧費	148億4107万6千円	46億5809万5千円	101億8298万1千円	318.6
補助災害復旧費	146億9104万7千円	45億4602万3千円	101億4502万4千円	323.2
県単独災害復旧費	1億5002万9千円	1億1207万2千円	3795万7千円	133.9

直轄事業負担金	236億5143万7千円	181億300万円	55億4843万7千円	130.6
---------	--------------	-----------	-------------	-------

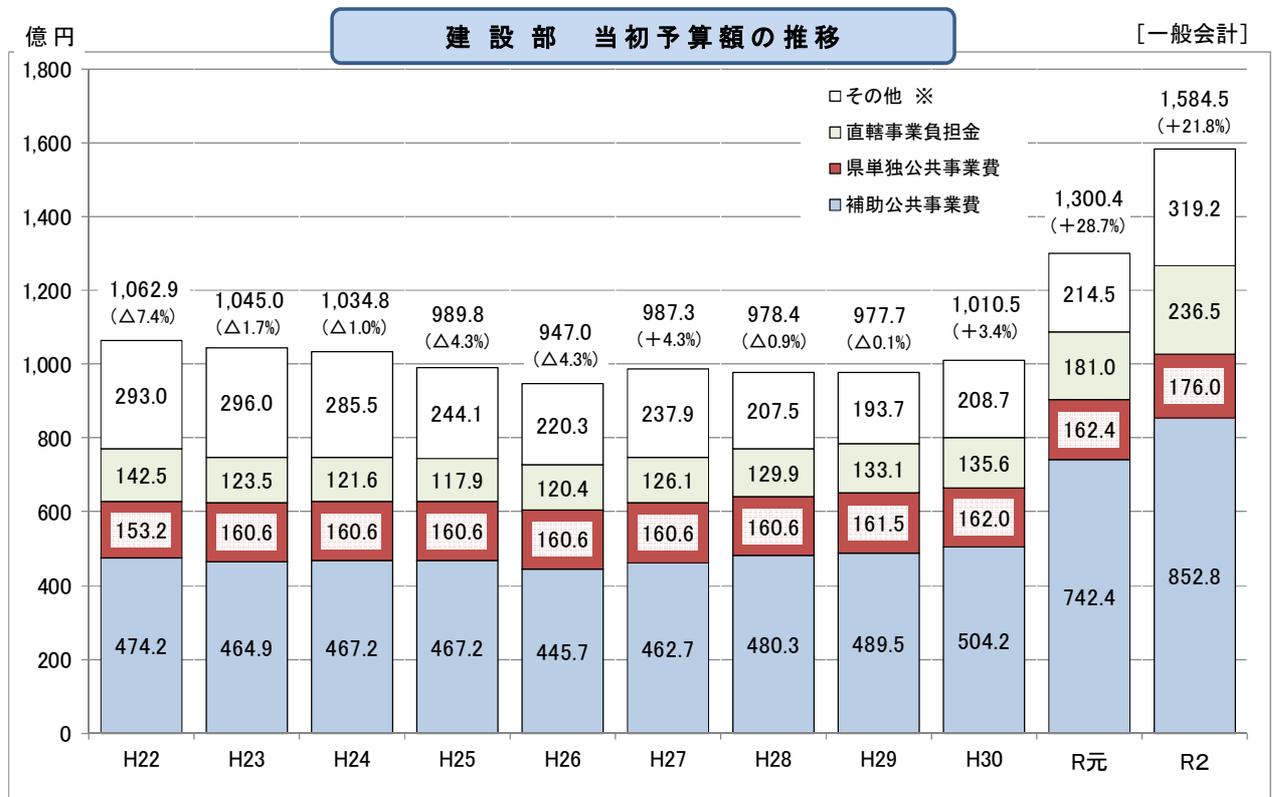
その他行政費	80億5970万7千円	89億1002万4千円	△8億5031万7千円	90.5
道路管理課	7億9638万8千円	6億7173万4千円	1億2465万4千円	118.6
道路建設課	2億7323万1千円	4702万3千円	2億2620万8千円	581.1
河川課	12億8828万5千円	8億7804万5千円	4億1024万円	146.7
砂防課	2億5784万6千円	2億8118万8千円	△2334万2千円	91.7
都市・まちづくり課	6億4849万9千円	10億7044万8千円	△4億2194万9千円	60.6
建築住宅課	22億7188万6千円	22億8595万3千円	△1406万7千円	99.4
施設課	848万6千円	914万1千円	△65万5千円	92.8
リニア整備推進局	7055万4千円	6642万3千円	413万1千円	106.2
建設政策課	24億4453万2千円	36億6万9千円	△11億5553万7千円	67.9

公債費	2億513万4千円	2億513万4千円	0円	100.0
-----	-----------	-----------	----	-------

【課別内訳】

課名	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B) %
道路管理課	321億4988万9千円	274億4895万9千円	47億93万円	117.1
道路建設課	322億3704万8千円	322億2864万9千円	839万9千円	100.0
河川課	370億1882万円	159億6586万3千円	210億5295万7千円	231.9
(参考) 災害復旧費を除いた額	221億7774万4千円	113億776万8千円	108億6997万6千円	196.1
砂防課	175億2314万9千円	169億4529万2千円	5億7785万7千円	103.4
都市・まちづくり課	76億2144万4千円	87億9021万円	△11億6876万6千円	86.7
建築住宅課	44億7597万8千円	45億7209万円	△9611万2千円	97.9
施設課	10億4372万4千円	21億1331万7千円	△10億6959万3千円	49.4
リニア整備局	7248万9千円	6642万3千円	606万6千円	109.1
建設政策課	263億511万8千円	219億820万3千円	43億691万5千円	120.1

(参考)



※その他補助・その他県単独・補助災害県単独災害・その他行政 等

「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けて

しあわせ信州創造プラン2.0推進中



“Build Back Better” ～より良い復興を目指して～

令和2年度 建設部予算額 1,584億4,765万9千円

うち公共事業費（災害復旧費含む）1,177億1,483万4千円（令和元年度 建設部当初予算額1,300億3,900万6千円のうち公共事業費（災害復旧費含む）951億4,030万4千円）

1 産業の生産性が高い県づくり

（1）地域内経済循環の促進

- ◆信州の木自給圏の構築、エネルギー自立地域の確立
 - 環境配慮型住宅普及促進事業【気】

（2）地域に根差した産業の振興

- ◆暮らしを支える建設産業
 - 建設産業の次世代を担う人づくり推進事業

（3）郷学郷就の産業人材育成・確保

- ◆人口減少時代の産業人材育成・確保
 - 信州木のある暮らし推進事業
 - 建設産業の次世代を担う人づくり推進事業(再掲)

2 人をひきつける快適な県づくり

（1）信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大

- ◆移住・交流の新展開
 - 信州木のある暮らし推進事業(再掲)
 - 信州の多様な住まい方検討事業
 - ふるさと古民家再生支援事業

（2）世界を魅了するしあわせ観光地域づくり

- ◆観光地域としての基盤づくり、世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略
 - 外国人にもわかりやすい案内標識整備事業
 - 「Japan Alps Cycling」ブランド構築事業
 - 観光地の景観整備(沿道美化事業)【森】
 - 観光地関連道路整備事業
 - 電柱のない安全で快適な道づくり事業
 - 「道の駅」整備・リニューアル事業
 - ふるさと古民家再生支援事業(再掲)

（3）市街地の活性化と快適な生活空間の創造

- ◆潤いのあるまち・むらづくり、官民施設の有効活用
 - 信州地域デザインセンター事業【創】
 - 都市緑化(グリーンインフラ)推進事業【新】【気】【森】
 - 都市公園事業
 - まちなか緑地整備事業【気】【森】
 - まちづくり推進事業
 - 景観育成推進事業
 - 市街地整備事業
 - 環境配慮型住宅普及促進事業【気】(再掲)
 - 信州の多様な住まい方検討事業(再掲)
 - 空き家適正管理促進事業
 - ふるさと古民家再生支援事業(再掲)
 - 県営住宅管理事業
 - 県営住宅『5R』プロジェクト推進事業【気】
 - 県民との協働による沿道美化活動支援事業

（4）生活を支える地域交通の確保

- ◆自家用車に依存しない地域づくり、生活の基盤となる道路網の整備
 - 道路見える化事業(イライラ箇所の解消)
 - 有料道路の利用者負担軽減事業
 - 園児の交通事故を受けた緊急交通安全対策事業
 - 通学路の交通安全対策事業
 - 道路の長寿命化修繕事業
 - 道路への倒木防止事業(危険木の伐採)【森】
 - 冬期交通を確保する除雪・雪寒対策事業
 - 過疎地域等市町村道整備県代行事業
 - 自動運転サービス導入に取り組む市町村の支援
 - 市街地整備事業(再掲)

（5）本州中央部広域交流圏の形成

- ◆鉄道の整備促進・利便性向上、高規格幹線道路・地域高規格道路の整備
 - リニア中央新幹線活用地域振興事業
 - リニア中央新幹線用地取得事業
 - リニアを活かした交流圏拡大道路整備事業
 - 高規格幹線道路整備推進事業
 - 地域高規格道路整備事業
 - スマートICの整備促進

3 いのちを守り育む県づくり

（1）県土の強靱化

- ◆消防防災体制の充実、災害に強いインフラ整備
 - 流域全体で取り組む総合治水対策事業(浸水想定区域図作成、改良復旧、危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置等)
 - 河畔林整備事業【森】
 - 流域を保全する土砂災害対策事業(災害対策特別緊急事業、土石流・流木対策、除石等堰堤機能増進)
 - 要配慮者利用施設・避難所を守る土砂災害対策推進事業
 - 我が事として捉える防災意識向上(赤牛先生による地域での防災教育事業【創】、地区防災マップ作成支援)
 - 緊急輸送路の防災対策強化事業(道路改築、道路法面防災、橋梁耐震補強)
 - 電柱のない安全で快適な道づくり事業(再掲)
 - 冬期交通を確保する除雪・雪寒対策事業(再掲)
 - 住宅・建築物耐震改修総合支援事業
 - 公共施設耐震対策事業
 - 克雪住宅普及促進事業

○令和元年東日本台風災害からの復旧・復興

“ONE NAGANO”の合言葉の下、最善最速の復旧と、“Build Back Better”～より良い復興～を目指します。

○防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策<<H30～R2>>

重要インフラが災害時に機能を維持できるよう、特に緊急に実施すべき対策について、3か年で集中的に実施します。

（2）生命・生活リスクの軽減

- ◆交通安全対策の推進
 - 園児の交通事故を受けた緊急交通安全対策事業(再掲)
 - 通学路の交通安全対策事業(再掲)
 - 道路見える化事業(ハラハラ箇所の解消)
 - 市街地整備事業(再掲)

（3）地球環境への貢献

- ◆脱炭素社会の構築、生物多様性の保全、水・大気環境等の保全
 - 環境配慮型住宅普及促進事業【気】(再掲)
 - 県営住宅『5R』プロジェクト推進事業【気】(再掲)
 - トンネル照明LED化事業【気】
 - 都市緑化(グリーンインフラ)推進事業【新】【気】【森】(再掲)
 - 諏訪湖創生ビジョン推進事業

4 誰にでも居場所と出番がある県づくり

（1）多様性を尊重する共生社会づくり

- ◆社会的援護の促進
 - 県営住宅管理事業(再掲)
 - 新たな住宅セーフティネット普及事業

（2）若者のライフデザインの希望実現

- ◆魅力ある子育て環境づくり
 - 県営住宅『5R』プロジェクト推進事業【気】(再掲)
 - 県営住宅管理事業(再掲)

地域発の インフラ整備

○地域戦略推進型公共事業

地域の強みや特色を最大限に活かした地域振興を進めるため、地域のニーズを把握し、県・市町村・地域・民間事業者等の多様な主体による施策をパッケージ化して実施

長野県就業促進・働き方改革推進方針（産業分野別編）

令和 2 年 3 月 10 日改訂

産業分野	建設
------	----

【現状】

- 長野県の建設業許可業者数（建設総合統計年度報による）、建設業就業者数（国勢調査による）は長期的に減少。平成 17 年度の建設業者数 9,918 者、建設業就業者数 101,132 人から平成 27 年度は同じく 7,834 者、80,559 人と、10 年間で約 2 割の減。
- 若手比率の低下と高年齢化の進行。長野県の建設業従事者 80,559 人（平成 27 年度）のうち 29 歳以下の若手は 7,407 人で 1 割に満たないのに対し、60 歳以上は 23,600 人で約 3 割を占めている。今後、高年齢者の退職による深刻な担い手不足や、専門的技術の継承困難が想定される。
- 建設投資額（全国）は、バブル後大きく減少し、平成 24 年度には平成 7 年度の約 3 割にまで落ち込んだが、平成 25 年度からやや回復して漸増しつつ現在は約 4 割まで戻している。経営が厳しい中、各企業においては若手人材を育成する余裕を失っている。
- 長野県の新規高等学校卒業者の建設業求人数は、平成 24 年度以降、大幅に増加し、平成 30 年度は 1,000 人を超えているが、就職内定者数は平成 27 年度から減少後、横ばい傾向。（平成 27 年度 315 名 → 平成 30 年度 236 人）
- 建設業及び測量設計業等へ就職並びに建設系専攻科へ進学した長野県の建設系学科高校生等は、平成 30 年度は 260 人。（長野県建設部調べ）
- 平成 29 年入職者に占める女性の割合は、全国の全産業平均が 51.3%に対して建設業は 19.4%であり、長野県の全産業平均が 45.1%に対して建設産業は 20.7%と低水準。（出典：女性の定着促進に向けた建設産業行動計画、雇用動向調査から長野県建設部調べ）
- 県内の平成 26 年 3 月新規高等学校卒業者の入職後 3 年目の離職率は、全産業平均が 40.5%であるのに対して建設業は 46.0%と高水準。（長野労働局調べ）
- 長野県では、平成 23 年度から建設系学科高校生等を対象とした実習教育を建設産業団体との協働により取り組み、平成 30 年度では 13 の高校から延べ 2,644 人の生徒が参加。
- 長野県の建設産業における労働災害は、平成 30 年度の死傷者数が 279 人で平成 11 年度（647 人）の約 4 割と低下傾向にあるものの、他産業に比べ依然として多い状況。
- 長野県内の建設業における外国人労働者数は令和元年 10 月時点で 815 人であり、全産業に対し 4.1%と占める割合は小さい。（長野労働局調べ）

【課題】旧 3K（きつい、きたない、きけん）から新 3K（給与、休暇、希望）へ

（1）建設産業に対する更なる認知度の向上

建設系学科の高校生だけでなく、普通科の高校生、小・中学校の児童・生徒やその保護

者、さらに女性などへの幅広いPR。

(2) 建設人材の県外流出の防止と県外からの確保

一度県外に進学、就職した学生・社会人のUターンや、住みたくなる本県の魅力発信強化によるIターンなど、県外からの人材確保。

(3) 建設産業の持続的経営安定と労働環境の更なる改善

地域の安全・安心を守る建設産業の持続的な経営の安定。

週休2日制の定着、長時間労働の解消、労働災害防止対策の推進など、若年者や女性などにも働きやすい職場づくり。

適正な賃金水準の確保、社会保険等の加入徹底などによる処遇の改善と地位の向上。

(4) 若手人材の育成と技術継承

人材育成と技術継承を行う場と機会の確保。

(5) ICT等を活用した建設産業の生産性向上と更なるスキル向上

人口減少に伴う労働人口の減少に対応するための生産性向上が必要。また、ICT等先端技術に対応するため、建設技術者のスキル向上が必要。

(6) 外国人材の適正な受入れ

外国人材の適正な受入に当たって、建設産業における働く人の処遇、労働環境の改善を進めるとともに、制度の理解促進が必要。

【施策の方向性】

① 建設産業の理解促進と多様な人材の活用

【取組】

- 小・中学生及びその保護者や建設産業への就労を検討している求職者を対象とした出前講座や現場見学会の開催、建設産業における働き方改革等についての取組や県内企業等の情報発信。
- 普通高校等の教員・生徒と建設業界がつながる機会の確保。
- 長野県出身で県外に進学した学生、特に建設系学科卒業生に対して、メールマガジン等の配信によるUターン促進。
- 建設系学科高校生を対象とした官民連携による就労促進事業や資格取得支援の継続実施。
- 女性技術者のネットワークづくりの支援や、建設産業団体と建設系学科高校が連携したものづくり女子ミーティングの実施等により建設系学科高校の女子生徒増加を促進。
- 各関係機関の支援施策の有効活用による高齢者、障がい者の就労促進。
- 建設産業入職への道筋や入職後のキャリアアップ事例の整理・情報発信。
- 建設キャリアアップシステムの活用推進。
- 週休2日を考慮した適正工期への県民理解を求める周知活動。

【施策の方向性】

② 働きやすい・働きたくなる環境づくりと建設スキルアップへの支援

【取組】

- 公共工事等における平準化の促進、並びに地域建設企業の経営安定に寄与する契約制度の検討。
- 週休2日制促進のため、公共工事において週休2日が確保できる工期の設定をおこなうとともに、増加経費を適正に計上。
- 若手育成と技術継承の観点から職場の内外における研修制度の拡充や機会の提供、優良技術者表彰制度等の運用改善。
- 建設現場の生産性向上として、3次元測量や3次元データを活用したICT活用工事の更なる推進や公共工事の計画から施工、維持管理までを3次元モデルで行うBIM/CIMに産学官の連携で取り組むなど、新技術の活用を促進。
- 関係機関の支援施策の有効活用による資格取得の促進ならびにITスキルの習得やテレワークなどの柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備。
- 最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映した建設工事等の予定価格設定。
- 建設工事における適正な賃金の支払いを評価する入札制度(総合評価落札方式)の試行。
- 入札参加資格申請者に社会保険等の加入を義務づけるとともに建設工事の1次下請負業者を社会保険加入建設業者に限定するなど社会保険等の加入対策を推進。
- 過重労働防止対策とトータルメンタルヘルスケア対策の推進や適切な労務管理の実施に係る指導、災害発生ゼロに向けて業界を挙げて労働安全を徹底するための労働安全管理講習会、安全パトロール等を推進。
- 建設工事現場等の環境改善や福利厚生充実などによる若年者や女性が働きやすい魅力ある職場づくりを推進。
- 子育て世代を含む全ての人が働きつづけられる環境整備をするため、イクボス宣言の推進や国や県の認定制度活用など、人材定着に向けた意識改革等を推進。

【施策の方向性】

③ 関係機関との連携強化

【取組】

- 関係機関の担い手確保・育成に関わる支援策を整理した情報を建設業界と共有し、支援策活用の利便性向上を図る。
- 建設産業の事業承継に係る課題解決に向けた関係部局、関係機関との連携強化。
- 産・学・官の連携と適正な役割分担による施策の実行。
- 施策の検証と改善、新たな取組の検討を継続実施(PDCA)。

【 建設産業における担い手の確保・育成と生産性の向上について 】

施策の視点		事業・取組	H30年度	R元年度	R2年度	
			実績	実績 (12月末時点)	予定	
担い手の確保・育成	人材の確保	【就労促進】 ・木造建築物の担い手確保に向けた啓発事業 ・建設系学科高校生を対象とした就労促進事業 ・建設技術実践プロジェクト事業※ ¹ ・2級土木・建築施工管理技士・測量士補試験準備講座 ・戦略的広報推進チーム検討会議 ・一般対象の見学会	9校 21ヶ所 648人 13校 2,644人 3校 － 1回 99回	12校 34ヶ所 1,031人 13校 1,840人 3校 5会場（土木3,建築2） 1回 75回	24ヶ所（予定） 13校（予定） 3校（予定） 拡充 ※ ⁵ 継続 継続	
		【週休2日】 ・入札参加資格で加点 ・週休2日工事の拡大実施 週休2日モデル工事（H29:66件）	869者 加点 約330件	943者 加点 243件	継続 継続	
		【その他労働環境改善】 ・現場環境の改善（女性用トイレ、更衣室等） ・現場環境改善費の計上 ・建設企業の社会保険等未加入対策 ・適正な労働賃金の支払を総合評価で加点評価※ ⁶	継続 継続 強化※ ² 37件	継続 継続 継続 25件	継続 継続 継続 改善 ※ ⁷	
	人材の育成	・担当した技術者の名前を刻もうプロジェクト ・優良技術者表彰 一般部門 ・ " 若手部門 ・若手技術者の配置を総合評価で加点評価※ ⁶	継続 59人 32人 56件	継続 58人 33人 54件	継続 継続 継続 継続	
		経営環境の安定	・失格基準等、低入札価格調査の改善 ・適正な工期設定 ・適時適切な設計金額の算定	一部改善※ ³ 継続 継続	一部改善※ ⁴ 継続 継続	継続 継続 継続
	生産性の向上	平準化	・ゼロ負債の活用 ・早期契約制度、フレックス工期の活用	26.3億円を設定 工事157件	21.2億円を設定 工事120件 委託52件	継続 継続
		ICTの活用	・ICT活用工事の実施拡大	土工 16件 舗装 1件	50件	継続
規格の標準化		・コンクリート規格の標準化等による省力化	継続	継続	継続	
その他	長野県の契約に関する条例に基づく取組		継続	継続	継続	
	長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議		設置（7月） 施策方針の決定	2回開催 （7月、2月）	継続	
	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画の取組		計画策定（11月）	継続	継続	

※¹ H30まで「自分たちでつくろうプロジェクト」 ※² 建設工事標準請負契約約款の改正（H30.10.1）

※³ 建設工事：2億円の境撤廃、低入札価格調査導入、契約後確認調査廃止

※⁴ 委託業務：低入札価格調査導入

※⁵ 建築の中信会場、測量士補の講座3会場で新たに実施予定

※⁶ H30年度は発注件数、R元年度は総合評価技術委員会で加点評価することを承認された件数

※⁷ 建設キャリアアップシステムを活用した取組など、技能労働者の処遇改善に向けた新たな取組に発展

1 事業概要

(1) 事業の目的

建設部門の専門教育を受けた数少ない高校生※1を一人でも多く建設業・測量設計業など地域を支える企業への就業につなげる。

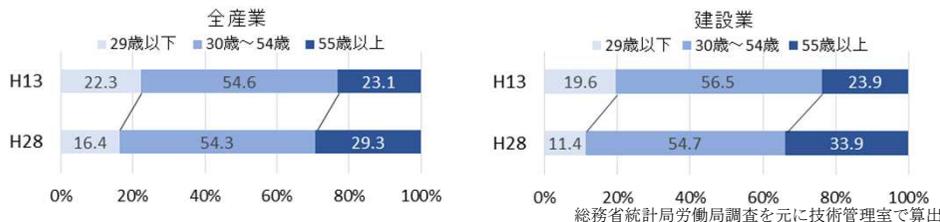
※1 H29卒業公立高校卒業生の約21%、3,299人



裾花川ワーキングロードの看板設置

(2) 事業の必要性

建設産業は全産業に比べ若手比率の低下と高齢化の進行が速く、持続的に地域を支えるには、建設産業への就業促進が必要。



(3) 事業内容

これまで実施してきた工事現場見学など建設産業の広報（ゼロ予算事業）に加え、産学官連携により、教育現場に必要な専門性を補完し、実践的かつ直接的に若者に働きかけ、建設産業への理解を深め、就業意欲の向上を図る。

事業	建設技術実践プロジェクト事業 【建設産業の魅力を体感】	『2級土木・建築施工管理技士』※1 『測量士補』資格取得支援事業 【担い手の育成、離職防止】
対象	建設系学科高校生(3校※2)	建設系学科高校生等(13校※3)
事業概要	一線で活躍する技術者の指導のもと、県が提供する実際の建設現場で、測量、設計、工事のプロセスを自ら実践。	県下9会場(建築3、土木3、測量3会場)で実践的な資格の取得を支援する学科試験の準備講座を開催。
役割分担	産 技術者の派遣 資機材(重機、測量機器等)の提供	企画、講師・会場の手配 会場費等の費用負担
	学 カリキュラムの編成、マネジメント	資格取得の動機付け
	官 建設現場提供、講師費用負担	講師費用負担
事業効果	県内建設産業への就職率向上	合格率向上、意欲高い即戦力の育成

注1 土木技術の基礎知識を証明する国家資格。主任技術者として責任ある立場で仕事ができる。

注2 飯田OIDE長姫、南安曇農業、長野工業

注3 注2の3校のほか、下高井農林、中野立志館、須坂創成、上田千曲、丸子修学館、佐久平総合技術、上伊那農業、木曾青峰、池田工業、長野高専

(4) 事業費 令和2年度予算額 2,288千円 (継続)



信州花フェスタ安曇野会場入口での石庭づくり



資格試験の準備講座

2 建設産業の就業促進・働き方改革に資する19の取組

長野県就業促進・働き方改革戦略会議の建設分野別会議においてとりまとめた建設産業の就業促進・働き方改革に資する次の「19の取組※2」を産・学・官の関係機関※3が連携を強化して実行していく。

※2 「建設産業の次世代を担う人づくり推進事業」は、19の取組の①と②に該当

※3 産:建設業振興基金、長野県建設業協会、長野県測量設計業協会、長野県建設労働組合連合会

学:長野県高校校長会工業部会

官:長野労働局、関東地方整備局、(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部、長野県

区分	A 担い手の確保	B 担い手の育成	C 働き方改革
若者	① 建設技術実践プロジェクト(対象:建設系学科高校生) ② 2級土木・建築施工管理技士、測量士補試験準備講座(対象:建設系学科高校生)	③ SNS等による情報発信 ④ 普通高校等の教員・生徒と建設業界が分かる機会確保 ⑤ 建設産業のPR(小・中学生やその保護者を対象とした出前講座や現場見学会の開催等)	⑥ 建設系学科高校の女子生徒増加の取組 ⑦ 女性技術者のネットワークづくりの支援
女性	⑧ 建設系学科高校の女子生徒増加の取組 ⑨ 女性技術者のネットワークづくりの支援	⑩ 建設産業への入職後のキャリアアップ事例の整理・情報発信 ⑪ 建設産業のPR・求職者を対象とした出前講座や現場見学会の開催等	⑫ 建設系キャリアアップシニアの活用推進 ⑬ 関係機関の支援施策の有効活用による資格取得の促進
障がい者	⑭ 各関係機関の支援施策の有効活用	⑮ 研修制度の拡充や優良技術者表彰制度等の運用改善 ⑯ ICT活用・IT推進やBIM/CIMの取組等の新技術の活用	⑰ 週休2日制促進のための工期設定・増加経費の適正計上等 ⑱ 建設現場等の労働環境改善や福利厚生充実の充実
高齢者	⑯ 各関係機関の支援施策の有効活用	⑰ 社会保険等の加入対策を推進 ⑱ 適正な賃金の支払いを評価する入札制度の試行	⑳ 1人1万円の所得や柔軟な働き方が可能となる職場環境整備
UITターナー	(再掲)③ SNS等による情報発信	⑰ 各関係機関の支援施策の有効活用	⑱ 適正な賃金の支払いを評価する入札制度の試行
外国人	(再掲)③ 各関係機関の支援施策の有効活用	⑰ 各関係機関の支援施策の有効活用	⑱ 適正な賃金の支払いを評価する入札制度の試行

- 支援策を整理した情報を建設業界と共有することによる支援策活用の利便性を向上
- 建設産業の事業承継に係る課題解決に向けた連携強化
- 施策の検証と改善、新たな取組の検討を継続実施(PDCA)

凡例

連携強化すべき取組

関係構成員が単独で行う取組

新型コロナウイルス感染症対策関係通知

	通 知 名	頁
県通知(1)	R2.2.26 元建政技第 402 号	施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴 う対応について … 18
	R2.2.25 国土入企第 52 号	同上 19
県通知(2)	R2.2.28 元建政技第 405 号	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び 業務の一時中止措置等について … 21
	R2.2.27 事務連絡 (国)	同上 22
県通知(3)	R2.3.2 元建政技第 410 号	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及 び業務の一時中止措置等の解釈」等について … 26
	R2.2.28 事務連絡 (国)	同上 27
県通知(4)	R2.3.6 元建政第 269 号	新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴 う建設業法上の取扱いの明確化について … 31
	R2.2.28 国土建第 482 号	同上 32

元建政技第 402 号
令和 2 年(2020 年) 2 月 26 日

建設部各課長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応
について（通知）

このことにつきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より
別添の通り通知がありました。貴所発注工事及び業務におきましては、
関係職員及び受注者に周知していただくとともに、適切な対応を行うよ
うご配意をお願いします。

なお、市町村へは別途通知していますので申し添えます。

建設政策課技術管理室 (室長) 青木謙通 (基準) 今吉 聡 (指導) 玉川博之 電話 026-232-0111 (内線 3329) 026-235-7312 (直通) 8-231-3329 (防災無線) FAX 026-235-7482 gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまでも建設業者団体あてに適切な対応を重ねてお願いしてきたところですが、このたび、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明しました。また本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたところです。つきましては、貴職におかれては、当該基本方針に則った対策を講じていただくことに加え、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、下記を踏まえて適切にご対応いただきますよう、よろしくお取り計らいください。

併せて、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようお願いいたします。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部での今後の対応等に応じ、下記事項を含め、更新・具体化などの必要がある場合には、改めて通知させていただきますのでご留意ください。

また、各都道府県におかれては、被害の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

記

1. 貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村（以下、単に「貴都道府県等」という。）におかれましては、公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、発注した工事の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく願います。

2. また、貴都道府県等の発注工事の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底をお願いします。
3. 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されますので、よろしくお取り計らいください。
4. 公共工事の請負契約については、公共工事標準請負契約約款第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされています。新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

なお、上記3. 及び4. の措置を講じるにあたっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めるようご留意願います。

元建政技第 405 号
令和 2 年(2020 年) 2 月 28 日

建設部各課長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等について（通知）

このことにつきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より
別添のとおり通知がありました。貴所発注工事及び業務におきましては、
関係職員及び受注者に周知していただくとともに、受注者から一時中止
等の申し出があった場合は、受注者の責めに帰すことができないものと
して適切な対応を行うようご配慮をお願いします。

なお、市町村へは別途通知していますので申し添えます。

建設政策課技術管理室 (室長) 青木謙通 (基準) 今吉 聡 (指導) 玉川博之 電話 026-232-0111 (内線 3329) 026-235-7312 (直通) 8-231-3329 (防災無線) FAX 026-235-7482 gijukan-ki junshido@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和2年2月27日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）において、適切な対応をお願いしたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、国土交通省直轄工事において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

国地契第 44 号
 国官技第 357 号
 国営管第 384 号
 国営計第 120 号
 国港総第 593 号
 国港技第 83 号
 国空予管第 807 号
 国空空技第 520 号
 国空交企第 371 号
 国北予第 45 号
 令和 2 年 2 月 27 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
 工事及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。令和 2 年 2 月 26 日の新型コロナウイルス

ルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、別表の「契約書」欄に掲げる各契約書（以下「契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、別表の「適用条項」欄に掲げる各規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

別表

	契約書	適用条項
1	「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
2	「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
3	「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
4	「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
5	「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）別冊土木設計業務等委託契約書	第19条 第20条
6	「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）別冊設計・測量・調査等業務契約書	第19条 第20条
7	「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
8	「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省営管発第335号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
9	「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
10	「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
11	「調査・測量等業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第628-2号）別冊調査・測量等業務契約書	第19条 第20条
12	「工事設計業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第629-2号）別冊工事設計業務契約書	第21条 第22条
13	「工事監理業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第630-2号）別冊工事監理業務契約書	第14条 第15条
14	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第396号）別冊調査業務請負契約書	第17条 第18条
15	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第397号）別冊業務契約書	第9条
16	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）別冊発注者支援業務委託契約書	第20条 第21条
17	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日付け国港総第577号）別冊発注者支援等業務契約書	第21条 第22条

元建政技第 410 号
令和 2 年(2020 年) 3 月 2 日

建設部各課長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等については、令和 2 年 2 月 28 日付け元建政技第 405 号において通知したところですが、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり一時中止措置等の解釈等について通知がありました。

つきましては、建設部発注工事及び業務におきまして、国土交通省直轄工事及び業務での取り扱いに準ずることとしますので、適切な対応を行うようご配慮をお願いします。

なお、市町村へは別途通知していますので申し添えます。

建設政策課技術管理室 (室長) 青木謙通 (基準) 今吉 聡 (指導) 玉川博之 電話 026-232-0111 (内線 3344) 026-235-7323 (直通) 8-231-3344 (防災無線) FAX 026-235-7482 gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

事 務 連 絡
令和2年2月28日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈」等について

標記について、別添1、2のとおり、国土交通省直轄工事での取り扱いを周知いたしましたので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年2月28日

大臣官房官庁営繕部		各課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	営繕部	計画課長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
国土技術総合研究所	総務部	会計課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		工事監視官
		課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）において取扱いを定めるところであるが、上記通知の解釈について下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 昨日、内閣総理大臣より、全国全ての小学校等について臨時休校を行うよう要請する発言があったところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」1.（1）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校

の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。

2. 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。

事務連絡
令和2年2月28日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿、工事品質調整官 殿
技術企画官 殿、総括技術検査官 殿
北海道開発局 事業振興部 工事評価管理官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術調整管理官 殿、技術企画官 殿
総括技術検査官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について

標記については、各地方整備局等においてこれまでもテレビ会議の活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努めて頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応いただくようお願いします。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するようお願いします。また、対面の検査を行った場合には、検査官は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残していただくようお願いします。

元建政第 269 号
令和 2 年（2020 年）3 月 6 日

県関係部（局）各課の長 様
県発注機関の長 様

建設部長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について（通知）

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

については、別添の通知に留意の上、制度が的確に運用されるよう配意願います。

なお、市町村に対しては別途通知しましたので、申し添えます。

建設政策課建設業係
松澤 繁明（課長） 上條 祐輝（担当）
電 話 026-235-7293
F A X 026-235-7482
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

建設政策課技術管理室基準指導班
青木 謙通（室長） 松林 純一（担当）
電 話 026-235-7312
F A X 026-235-7482
E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

国土建第482号
令和2年2月28日

都道府県及び政令指定都市主管部局の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上

公共工事設計労務単価等の改定について

技術管理室

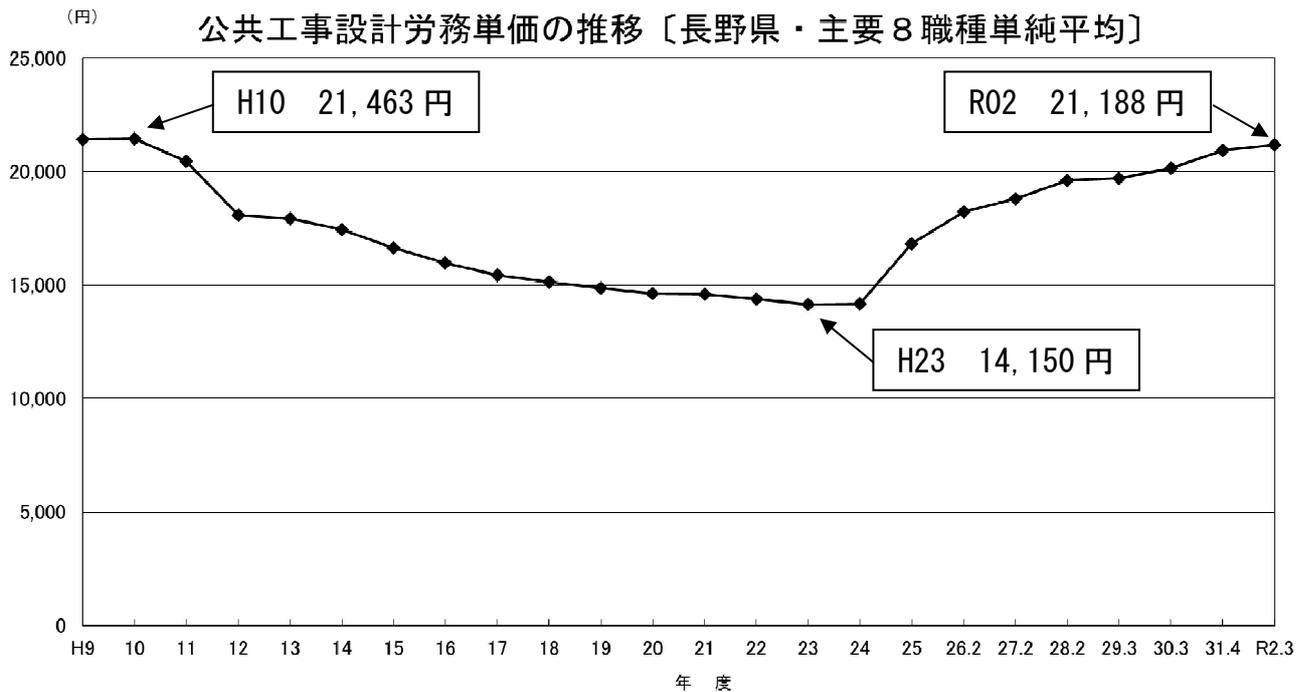
県が発注する建設工事及び測量・設計等委託業務の予定価格の算定に用いる労務単価及び技術者単価を、令和2年3月1日に改定し、適用しています。

1 建設工事の労務単価

主要8職種[※]の平均労務単価 ～前年度比約1.2%の上昇～

改定日	H30.3.1	H31.4.1 (増減)	R02.3.1 (増減)
長野県	20,163円	20,938円 (+3.8%)	21,188円 (+1.2%)

※ 県の土木工事で多く用いられる特殊作業員、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、運転手(一般)、型枠工の8職種



2 委託業務の技術者単価

全業種[※]の平均技術者単価 ～前年度比約3.1%の上昇～

改定日	H30.3.1	H31.4.1 (増減)	R02.3.1 (増減)
長野県	37,665円	39,055円 (+3.7%)	40,260円 (+3.1%)

※ 測量、設計、地質調査など建設工事に係る委託業務

週休 2 日工事の取組について

技術管理室

平成 27 年度
～平成 29 年度

平成 29 年度
○週休 2 日を入札参加資格で
加点评価

週休 2 日を確保する
モデル工事
平成 27～29 年度
168 箇所実施

週休 2 日を実施する企業を
評価する総合評価落札方式
平成 28～29 年度
47 箇所実施

平成 30 年度

○施工者希望型週休 2 日工事（導入）

- ・ 4/1 以降に公告する全工事を対象（緊急工事、機械設備工事を除く）
- ・ 工事着手から完了までの期間の 7 分の 2 の日数を現場閉所
- ・ 週休 2 日相当の現場閉所を行った場合に次の評価等を実施

①工事成績で加点

②経費を増額（労務費、機械経費は H30. 10 から）

- ・ 実施状況：29. 6%（実施希望 330 件/対象工事 1, 116 件）

（令和元年 12 月末時点）

達成度	達成率	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費	
共通仮設費	現場管理費				
達成	4 週 8 休以上	1. 05	1. 04	1. 04	1. 05

令和元年度

○施工者希望型週休 2 日工事（改定）

- ・ 降雨・降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数に見込む
- ・ 週休 2 日の達成度に応じて経費を増額補正
- ・ 週休 2 日を達成した業者に、履行実績証明書を発行
- ・ 実施状況：28. 5%（実施希望 243 件/対象工事 852 件）

（令和元年 12 月末時点）

9 月

○発注者指定型週休 2 日工事（導入）

- ・ 発注者が指定する工事（緊急工事、機械設備工事を除く）
- ・ あらかじめ週休 2 日達成と同等の経費を計上
- ・ 実施状況：12 件（令和元年 12 月末時点）

令和 2 年度

○施工者希望型週休 2 日工事・発注者指定型週休 2 日工事（改定）

- ・ 緊急工事、機械設備工事を対象とし、1 週間未満工事を対象外とする
- ・ 年末年始 6 日、夏季休暇 3 日等を現場閉所率算定にあたり控除する
- ・ 発注者指定型の 4 週 7 休、4 週 6 休については、補正の対象外とする
- ・ 補正係数の見直し

達成度	達成率	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費	
共通仮設費	現場管理費				
達成	4 週 8 休以上	1. 05	1. 04	1. 04	1. 06
概ね達成	4 週 7 休以上	1. 03	1. 03	1. 03	1. 04
一定程度達成	4 週 6 休以上	1. 01	1. 01	1. 02	1. 03

今後の予定

週休 2 日の実績を有する技術者を評価する総合評価落札方式について、導入を検討

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

1. 基準の適用

本基準は、令和3年度末までの適用とする。

2. 対象工事

本基準の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 長野県が入札公告等を行う全ての工事（建築工事は除く）。
- (2) 令和2年3月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは令和2年3月1日時点で契約中の工事であること。

3. 対象となる建設資材等

本基準の対象となる建設資材等は下表のとおりとする。

建設資材等	対象となる要件	対象
生コンクリート	地域内プラントからの調達ができないこと	資材単価 (現着)
アスファルト合材	以下のいずれかに該当すること ・ 県内のプラント及び工場等からの調達ができない ・ 県内のプラント及び工場等から調達できるが、平常時の輸送元より遠方となる	
石材		
間知ブロック		
仮設材（鋼矢板等）	以下の条件をすべて満たすこと ・ 運搬費として積上げ対象となっている資材 ・ 基地が平常時の輸送元より遠方となる	輸送費

※地域とは、県の実施設計単価表に示す17地区をいう。

※生コンクリートについては県産材の調達を原則とし、それが困難な場合に限り、県外からの調達を可能とする。

※遠方とは、平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう。

4. 設計変更の進め方について

- (1) 受注者は、当初契約締結後において、対象建設資材等を遠隔地から調達せざるを得なくなった場合には、工事現場に建設資材等を搬入する前までに監督員と協議。
- (2) 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書等）、使用証明資料（納品書等）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議。
- (3) 資材単価（現着単価）は、受注者の購入価格（取引価格）とする。
- (4) 輸送費は、基地（遠隔地）から現場までの距離について、積算基準及び標準歩掛により算出する。

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

1. 基準の適用

本基準は、令和3年度末までの適用とする。

2. 対象工事

本基準の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 長野県が入札公告等を行う全ての工事（建築工事は除く）。
- (2) 令和2年3月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは令和2年3月1日時点で契約中の工事であること。
- (3) 建設部、林務部、環境部及び企業局においては、「積算基準及び標準歩掛（土木工事編（1））第I編 総則 第2章 工事費の積算」に、農政部においては「農林水産省 土地改良事業等請負工事積算基準 別表1」に記載されている工種区分を適用している工事であること。

3. 対象となる間接費

本基準の対象となる労働者（※）確保に要する間接費は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下表に示す費用（以下「実績変更対象費」という）とする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・ 建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・ 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・ 労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・ 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・ 支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

※直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。
（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、ブロック工、配管工、大工、左官、電工、交通誘導警備員等）

4. 積算について

営繕費と労務管理費それぞれについて、下式により実績変更対象費（積上）を算定し、その結果を積上げ計上する。

$$\text{実績変更対象費（積上）} = \text{支出実績額} - \text{実績変更対象費（率計上）}$$

※ 支出実績額

労働者確保にかかる実績報告額の額（税抜き）。ただし、証明書類において確認された費用。

※ 実績変更対象費（率計上）（小数点以下切捨て）

「積算基準及び標準歩掛により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」×実績変更対象費の割合
なお、実績変更対象費の割合は国が示しているものを使用。



令和元年東日本台風(台風第19号)災害からの 佐久地域における早期の復旧・復興に向け 「災害復旧工事マネジメント業務」に取り組みます

長野県は、令和元年東日本台風(台風第19号)により甚大な被害を受けた佐久地域において、災害復旧を中心とした復旧・復興まちづくりの円滑かつ速やかな実施のため、佐久市、公益財団法人長野県建設技術センター、独立行政法人都市再生機構(U R都市機構)と4者での協定を本日付けで締結し、県として初の「災害復旧工事マネジメント業務」に取り組みます。

災害復旧工事マネジメント業務の概要

災害復旧工事の効率的、効果的な執行及び早期完了を目的として、発注者間や複合・重層的に発生する多種多様な復旧工事間の調整を行います。

1 業務の内容

- (1) 発注者間の調整：発注者間調整会議の運営、発注者間の課題の調整及び解決など
- (2) 施工者間の調整：工事連絡調整会議の総括、施工者間の課題の調整及び解決など

2 業務の期間

令和2年4月～令和3年3月

ONE NAGANO 

みんなでひとつに がんばろう信州

Working together to support one another

長野県建設部 建設政策課 技術管理室
(室長) 青木 謙通 (担当) 玉川 博之
電話 026-235-7312 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3329
F A X 026-235-7482
E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

令和2年度 ICT 活用工事の実施方針他について

1 ICT活用工事について

① 令和元年度 ICT 活用工事の実施状況

(1) H30 までの実施状況

- ・H29 まで 16 件 (すべて土工)
- ・H30 17 件 (土工 16、舗装工 1)

(2) 令和元年度の実施状況 (12 月末時点)

- ・ICT 土工 42 件 (内発注者指定 14 件)
 - ・ICT 舗装工 8 件 (内発注者指定 5 件)
- 計 50 件 19 件

② 令和2年度 ICT 活用工事の実施方針

- ・原則として、建設部が入札公告する全工事を対象とする
- ・ICT 技術の一部活用を可能とする
- ・発注者指定型を一定数実施する
- ・国土交通省に準じて工種を追加

③ 総合評価落札方式における評価

- ・令和2年度から実施予定
- ・実施内容、実施時期は今後検討

2 BIM/CIM の推進について

- ・BIM/CIM (ビム・シム) とは、公共事業の計画・設計から施工、管理、更新に至る一連の建設生産システムにおいて3次元モデルを導入し、各段階での情報の一元管理によって業務の効率化・高度化を図る取組。i-Construction 推進のエンジンとされている
- ・国では試行段階。2025年から本格導入する予定
- ・令和2年度は「信州 BIM/CIM 推進協議会」を中心に、各種研修やモデル業務を通じた勉強会等を実施する予定

3 優良技術者表彰について

- ・令和2年度は従来通り実施する
- ・総合評価での加点の見直しを検討

ホームページを開設 ~i-Construction 生産性向上のための現場技術者支援のページ~

ICT 活用工事のほか、共通仕様書などの現場技術者が必要な情報を掲載しています

長野県ホームページ ホーム > 社会基盤 > 建設・建築・開発 > 技術管理 > i-Construction

受注希望型競争入札の実施状況について

技術管理室

I 受注希望型競争入札の状況（令和2年1月末現在）

1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

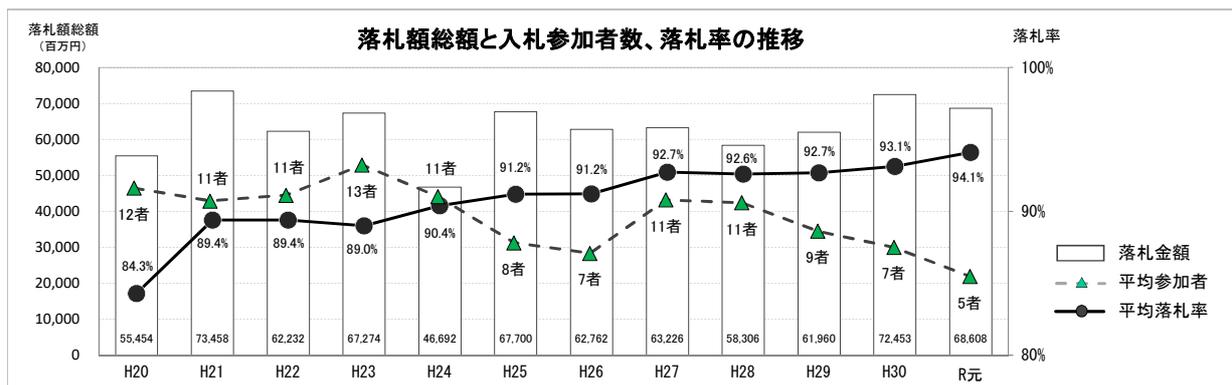
(1) 平成30年度、令和元年度の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区分	開札合計 (件)	応札なし	不調	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
平成30年度	4月	81	0	2	79	11.8	92.9
	5月	56	0	0	56	10.9	92.9
	6月	106	1	2	103	10.6	93.0
	7月	211	2	2	207	8.4	92.9
	8月	188	11	5	172	7.3	92.8
	9月	238	9	4	225	6.0	93.1
	10月	135	10	12	113	5.6	93.6
	11月	183	13	5	165	5.1	93.2
	12月	134	13	3	118	5.9	93.0
	1月	139	10	5	124	5.9	93.7
	2月	250	16	7	227	8.3	93.2
	3月	146	3	1	142	8.2	93.4
	合計	1,867	88	48	1,731	7.5	93.1
令和元年度	4月	98	2	4	92	8.6	93.1
	5月	78	1	4	73	6.6	93.1
	6月	211	12	4	195	8.6	93.1
	7月	273	16	6	251	5.4	93.5
	8月	218	21	6	191	5.0	93.7
	9月	235	27	6	202	4.6	95.0
	10月	181	32	3	146	3.6	95.2
	11月	101	14	4	83	3.4	95.1
	12月	142	20	6	116	4.2	94.9
	1月	123	13	0	110	4.2	95.1
	2月						
	3月						
	合計	1,660	158	43	1,459	5.5	94.1

※令和元年8月1日以降の公告案件から見直し後の失格基準を適用

(2) 近年の入札状況



※ 令和元年度は1月までの数値

(3) 地域別(10ブロック)の動向

	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	全県
平成30年度	平均参加者数(者)	14.5	7.0	6.4	6.8	7.0	3.3	5.5	5.0	9.5	7.8
	平均落札率(%)	92.6	92.3	92.4	92.9	92.7	97.4	93.9	93.8	92.5	93.1
	地元受注率(件数)(%)	91.9	88.9	94.0	90.2	94.0	92.2	95.1	92.9	97.0	84.9
	地元受注率(金額)(%)	52.0	76.0	94.1	81.7	91.9	94.7	88.4	85.9	95.2	83.1
令和元年度	平均参加者数(者)	9.6	4.9	4.2	5.2	4.8	2.3	4.9	4.2	6.3	6.8
	平均落札率(%)	93.9	93.8	93.1	94.2	93.8	98.2	94.8	95.3	93.4	94.1
	地元受注率(件数)(%)	96.0	84.0	93.5	89.3	90.3	87.9	92.4	89.2	94.2	87.8
	地元受注率(金額)(%)	93.0	68.1	85.2	65.0	74.9	92.9	72.2	62.3	88.6	48.9

※ 令和元年度は1月までの数値

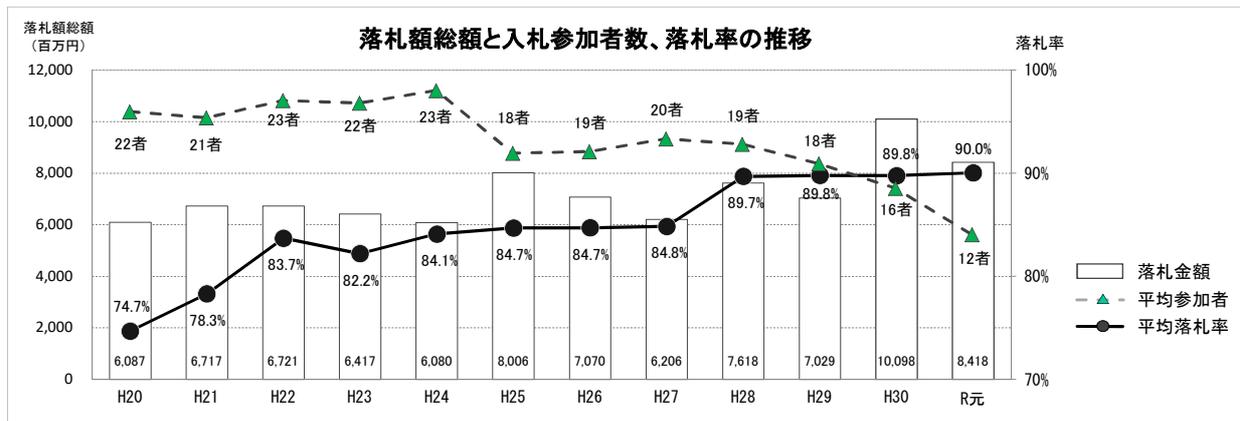
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 平成30年度、令和元年度の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区分	開札合計 (件)	応札なし	不調	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
平成30年度	4月	33	0	1	32	17.9	89.7
	5月	93	0	2	91	18.3	89.6
	6月	164	0	0	164	18.5	89.8
	7月	221	0	0	221	16.6	89.9
	8月	191	0	1	190	14.4	89.8
	9月	207	1	0	206	15.7	89.7
	10月	156	2	1	153	13.3	89.6
	11月	167	3	1	163	13.7	89.3
	12月	82	2	0	80	14.6	90.1
	1月	153	2	0	151	15.1	90.0
	2月	170	0	0	170	14.9	89.8
	3月	50	0	0	50	16.4	89.9
合計	1,687	10	6	1,671	15.5	89.8	
令和元年度	4月	70	0	0	70	17.9	89.9
	5月	99	1	1	97	16.5	89.9
	6月	174	0	2	172	15.2	90.0
	7月	242	3	3	236	14.2	90.0
	8月	199	3	0	196	12.3	90.0
	9月	174	7	2	165	9.8	90.2
	10月	183	16	4	163	7.4	89.9
	11月	134	13	0	121	7.2	90.2
	12月	111	5	2	104	7.9	90.0
	1月	113	0	0	113	11.2	90.1
	2月						
	3月						
	合計	1,499	48	14	1,437	11.8	90.0

(2) 近年の入札状況



※ 令和元年度は1月までの数値

II 総合評価落札方式の状況（令和元年12月末現在）

（単位：件）

区分	平成16～27年度 (～H20試行)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考	
工事	技術等提案型	43	3	5	4	7	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	5,294	464	453	562	547	
	簡易Ⅱ型	-	-	26	104	62	
	地域貢献等	-	-	-	-	8	
	計	5,337	467	484	670	624	
委託業務	技術等提案型	59	4	6	5	0	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	2,170	297	367	581	480	
	簡易Ⅱ型	-	-	228	346	272	
	計	2,229	301	601	932	752	
合計	7,566	768	1,085	1,602	1,376		

建設工事の総合評価落札方式における 建設キャリアアップシステムの活用

1. 現状と課題

- 「建設キャリアアップシステム」は、令和元年4月から本格運用がスタートし、技能労働者の登録が進められている。
- 令和元年12月末時点の県内の技能者の登録者数は1,680人(全国は16万7千人)であり、技能労働者全員の登録を早期に進めるとともに、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の就業履歴の蓄積や現場管理の効率化等、システムの活用拡大を図る取り組みが必要となっている。

「建設キャリアアップシステム」とは
システムに登録した技能労働者一人ひとりの就業履歴や資格取得などの情報を蓄積し、技能労働者の適切な評価や処遇改善を行うとともに、現場管理の効率化などにつなげるシステム

2. 取組内容（新規加点項目の新設）

(1) 加点内容

総合評価落札方式の「建設マネジメント」の加点項目に
「当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用^{*}することを誓約する者」を追加

^{*}「建設キャリアアップシステムの活用」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。

(2) 対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式により発注する全ての建設工事^{*}

評価点：0.25点

※令和2年度は、予定価格8,000万円以上の建設工事を対象とする

3. 効果

技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化

4. 実施時期

令和2年4月の公告案件から適用

建設工事等における低入札価格調査の入札手続の見直し

1 取組内容

受注希望型競争入札における建設工事では平成30年4月以降の公告案件から、委託業務では平成31年4月以降の公告案件から、低入札価格調査を実施。

① 調査対象

- <建設工事> (受注希望) 予定価格の90.0%未満※
(総合評価) 予定価格の90.0~92.5%の変動制※
- <委託業務> (受注希望) 予定価格の87.5%未満
(総合評価) 予定価格の87.5~90.0%の変動制

※令和元年8月以降、失格基準の見直しにより、調査対象は2%高い数値となる。

② 調査書類の提出

落札候補者決定通知日の翌日から2日以内に調査書類又は辞退届を提出
1年に3回以上辞退した場合は入札参加制限となる。(委託業務は令和2年度以降)

2 低入札価格調査の実施状況

【建設工事】

	公告件数	低入札価格調査		辞退		
		件数	発生率	件数	率	延べ者数
平成30年度	1,658件	101件	6.1%	10件	9.9%	10者
受注希望	1,030件	51件	5.0%	7件	13.7%	7者
総合評価	628件	50件	8.0%	3件	6.0%	3者
令和元年度(11月末)	1,236件	61件	4.9%	9件	14.8%	9者
受注希望	707件	30件	4.2%	5件	16.7%	5者
総合評価	529件	31件	5.9%	4件	12.9%	4者

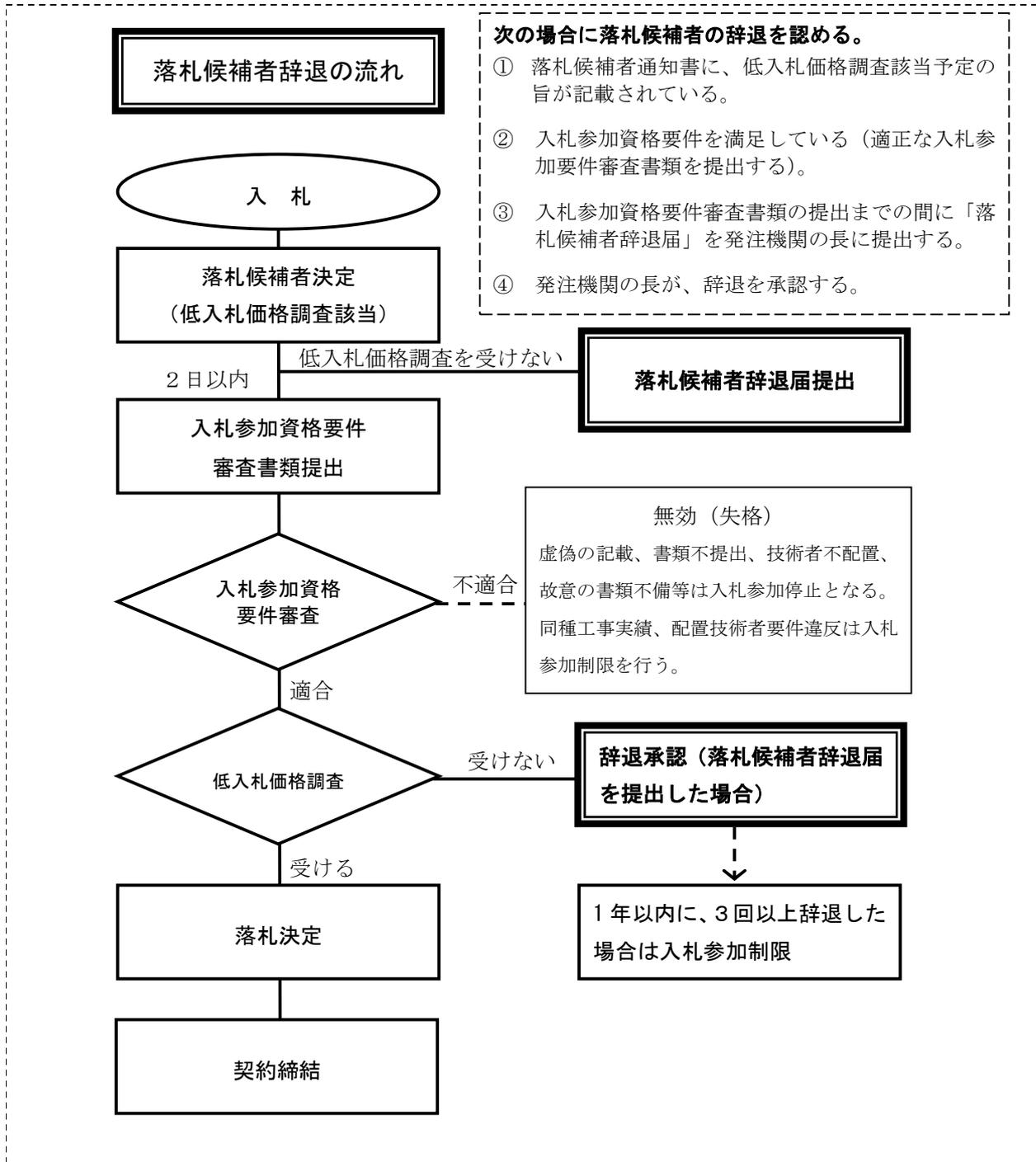
【委託業務】

	公告件数	低入札価格調査		辞退		
		件数	発生率	件数	率	延べ者数
令和元年度(11月末)	1,179件	47件	4.0%	38件	80.9%	49者
受注希望	556件	20件	3.6%	18件	90.0%	23者
総合評価	623件	27件	4.3%	20件	74.1%	26者

低入札価格調査対象者の落札候補者の辞退について

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領に定める**低入札価格調査**の対象となった場合、**落札候補者の辞退**を認めます。

ただし、1回目の辞退から1年以内に3回以上辞退したときには、入札参加制限(※)を行います。



※入札参加制限・・・適用を通知した日の翌日が、「入札公告日から落札決定日の間」に含まれている他の公告案件には応札することができない制限。